

第2章 大吉鋸の変遷と山内人口の様相

鳥谷智文

はじめに

近世から近代にかけて出雲国において鉄山経営を営んできた鉄師たちは、多くの鋸・鍛冶屋を経営しており⁽¹⁾、特に奥出雲地域に拠点をもつ田部家・櫻井家・絲原家は大規模経営を展開していた。

奥出雲地域で数多くある鋸の一つである大吉鋸は、仁多郡河内村に位置しており、近世後期には田部家と櫻井家の相吹（仲間吹）となる特徴をもつ鋸である。この鋸については仲野義文氏が大吉鋸の寛政期における鋸株の問題について論究されている⁽²⁾。しかし、大吉鋸の変遷、経営規模、山内の様相などに焦点をあてて論じられてはいない。よって、本稿では大吉鋸の変遷とともに大吉鋸山内の人口の様相について若干の考察を加えるものである。

ところで、山内の人口については、相良英輔氏が櫻井家の上阿井村山内居住者について、寛政6(1794)年に187人、天保2(1831)年に317人、同3年に336人、文久3(1863)年には401人と幕末の鋸製鉄需要拡大を背景にした山内人口の拡大を指摘されたが⁽³⁾、石塚尊俊氏は明治初期における櫻井家の鋸・鍛冶屋山内人口について、宇根鋸山内32戸137人、槇原鋸22戸77人、内谷鍛冶場39戸144人、奥内谷鍛冶場18戸62人、木地谷鍛冶場19戸82人と指摘された。また、菅谷鋸は明治18年で34戸159人であることを示された⁽⁴⁾。また、高尾昭浩氏は、明治30年代末で絲原家では鉄穴鋸39戸196人、鹿谷鋸18戸108人、大林鋸10戸53人、小峠鍛冶屋26戸137人、奥鋸鍛冶場22戸116人、三井野鍛冶場18戸74人の山内人口を指摘されている⁽⁵⁾。このように鋸・鍛冶屋とも経営規模など様々な条件により様々な山内人口数をみせている。これらの山内居住者は、鉄師が把握し、鉄山従事者は村々の宗門改帳とは別に鉄師を宗旨庄屋とする「宗門改帳」が作成されている。しかし、山内は果たして鉄方の宗門付の人々だけで構成されているのだろうか。本稿では大吉鋸山内を素材に鉄山従事者の宗門改帳記載先にも注目し、山内の人口構成の様相を探る。

第1節 大吉鋸の歴史的変遷と操業状況

第1項 大吉鋸の歴史的変遷

本節では大吉鋸の始まりから、場所替え、経営者の変遷を示す。櫻井家所蔵の「仁多郡増鋸ヶ所御内々頭書」によると、

仁多郡増鋸ヶ所御内々頭書

一 川内村大吉鋸

天明八申より寛政十二秋迄十三ヶ年中原田村清右衛門吹方仕候、申十月福原鋸江打替仕

- 福原鉦
申より享和二戌迄右同人吹方仕候処、御公物引負御取上ヶ被仰付候
- 同鑪
門
田部長右衛門
- 同鑪
享和二戌より文政三辰迄拾九年吹方仕候
田部長右衛門
可部屋源兵衛
- 大吉鑪
文政四巳より天保四巳迄十三年相吹仕、午年壹ヶ年田部一分吹方未より亥迄五ヶ年中絶仕候
田部長右衛門
可部屋源兵衛
- 郡内細民稼場稀難渋仕候二付御歎申上、天保十亥年より鉦吹方御免被仰付、安政五年午迄貳拾年吹方仕、夫より八代谷江場所替御免被仰付候
- 一 加食村桜ヶ谷鑪
加食村仁兵衛
郡中蔭伐り鉦与申建二而御免被仰付数年来吹方仕候得共、年数等駈与相訳り不申上候
- 一 八川村坂根鑪
大馬木村忠左衛門
同村鉄山立籠候二付、寛政元酉より巳迄八ヶ年吹方夫より同村瀧ノ谷江場所替
- 瀧ノ谷鑪
巳より未迄三ヶ年吹方、夫与利同村奥鉦江場所替
- 奥鑪
未より享和元酉迄三ヶ年吹方仕候処、忠左衛門御公物引負諸家督共御取上ヶ被仰付鉦相止メ申上候
- ノ三ヶ所増鑪
- 一 龍の駒鑪
吹人
傳五郎
文化十四丑より文政十三寅迄十四年中吹方仕候
此分八前書桜ヶ谷・奥鉦相止メ候後二吹方被仰付候

右之通増鑪吹方仕候、以上

(櫻井家文書)

この史料は、安政 6 (1859) 年以降に記載されたものと考えられるが⁽⁶⁾、仁多郡における増鉦についてその変遷を記載していることがわかる。仁多郡では川内村大吉鉦、加食村桜ヶ谷鉦、八川村坂根鉦の 3 ヶ所が増鉦として藩から許可され操業し、桜ヶ谷鉦・奥鉦 2 ヶ所の操業中止の後に大呂村龍の駒鉦が増鉦として藩から認可され操業した。桜ヶ谷鉦は加食村仁兵衛が、龍の駒鉦は傳五郎が経営し、坂根鉦は大馬木村忠左衛門が経営した。坂根鉦は寛政元 (1789) 年から操業を始め、同 9 (1797) 年に瀧ノ谷鉦へ、そして同 11 (1799) 年に奥鉦へ場所替えを実施して享和元 (1801) 年まで操業を行っている。

表1 大吉鉦の変遷

年	鉦名	操業年数	操業者	備考
天明8 (1788) 年～寛政6 (1794) 年夏	大吉鉦	7	原田村青右衛門	加食村市郎右衛門鉦村朱拝借 鉦朱返却
寛政6 (1794) 年秋～寛政9 (1797) 年秋	大吉鉦	3	原田村青右衛門	野土鉦空左衛門鉦村朱拝借 鉦朱返却
寛政9 (1797) 年秋～寛政10 (1798) 年春	大吉鉦	1	原田村青右衛門	跡吹御免
寛政10 (1798) 年春～寛政12 (1800) 年9月	大吉鉦	2.5	原田村青右衛門	御庄法人
寛政12 (1801) 年10月～享和2 (1802) 年秋	福原鉦	2	原田村青右衛門	大吉鉄山立木伐り尽くしのため福原鉦へ打替
享和2 (1802) 年～文政3 (1820) 年	福原鉦	19	田部長右衛門	公物引負のため取上、潰れる
文政4 (1821) 年～天保4 (1833) 年	福原鉦	13	田部長右衛門・可部墨左衛門	相次
天保5 (1834) 年	福原鉦	1	田部長右衛門	一分吹方
天保6 (1835) 年～天保10 (1839) 年	福原鉦	5		中絶
天保10 (1839) 年～安政5 (1858) 年	大吉鉦	20	田部長右衛門・櫻井源兵衛	郡内細民家就易禰衛門に付、御印裏き申上げ、吹き方御免仰付けられる(無運上) 八代谷へ打替

出典：「仁多郡普戸ヶ所御内々頭書」（安政6(1856)年カ、櫻井家文書）

「仁多郡上阿井村福原鉦・川内大吉鉄山打替被仰付度旨阿井川筋村々ヨリ願出候二付御内々御願申上演説書」

（天保(1834)年、絲原家文書）

本稿で取り扱う大吉鋤については、史料記載の増鋤中、最も長い期間操業していた。天保5(1834)年の「仁多郡上阿井村福原鋤、川内村大吉鉄山江打替被仰付度旨両阿井川筋村々より願出候二付御内々御歎申上演説書」⁽⁷⁾における大吉鋤の変遷についての記載も考慮し、表1に操業期間、場所替え、及び経営者名を示した。表1によると、大吉鋤は天明8(1788)年加食村市郎右衛門鋤株を拝借して原田村清右衛門が初めて打建てたもので、その後鋤株返却に伴い寛政6(1794)年野土鋤空左衛門鋤株を拝借し操業を続け、寛政9(1797)年には「跡吹御免」により一年間吹き続けたが、寛政10(1798)年には経営不振のため「御主法入」となった。その後、寛政12(1800)年、大吉鉄山の木を伐り尽くしたため上阿井村福原鋤へ場所替となったが、享和2(1802)年には、清右衛門は鋤操業から撤退してしまう。その後田部長右衛門が経営を行っていたが、文政4(1821)年、田部長右衛門と可部屋源兵衛との相吹で操業が続けられた。しかし、操業は思わしくなかったようで、天保5(1834)年には田部長右衛門の「一分吹方」で細々と続けられていたが、同6(1835)年には中絶となった。大吉鋤での操業も考えられたが、鉄師達からは大吉鋤に近い株鋤(宇根鋤・野土鋤・鉄穴御鋤)に原材料である大炭・砂鉄が調達できなくなるとの訴えが藩に差し出され、中絶が認められた。その後、天保10(1839)年、「郡内細民稼場稀難渋仕候二付御歎申上」により、田部長右衛門・可部屋源兵衛の相吹で松江藩から大吉鋤の再興を許可され、20年にわたり操業を継続した。安政5(1858)年大吉鋤は上阿井村八代谷鋤へ場所替えし、幕末を迎えた。

第2項 天保10年から安政5年における大吉鋤の操業

天保10(1839)年に田部長右衛門と可部屋源兵衛との相吹で操業が始まった大吉鋤では、

御届申上鑑之事

仁多郡川内村於大吉二増鑑吉ヶ所去亥 卯迄五ヶ年之 私共兩人江無運上ヲ以吹方御免被仰付、委細先達而御届申上 [] 大業之儀御座候得者、容易二吹方備難出来、当春より諸普請二取懸り漸九月中迄 普請仮成出来炭小鉄等一ヶ月吹方可相成 丈ヶ備出来候二付、当十月一ヶ月吹方仕度存候而、此段宜敷被仰上可被下候、以上

天保十一年

子十月

下郡健四郎殿

組頭定六郎殿

可部屋源兵衛

田部長右衛門

右申出之通相違無御座候二付、取次差上申候、以上

子十月

組頭定六郎

下郡健四郎

高木権平様

(「御用留 大吉鋤(櫻井家文書)」)

とあるように、天保 10 (1839) 年から同 14 (1843) 年まで無運上での操業を藩から許されたが、容易に吹方の準備が調わず、同 11 (1840) 年春より 9 月まで普請を行い、10 月より 1 ヶ月間操業をしようとしている。

その後不都合なく鋤操業が行われていたようだが、嘉永 2 (1849) 年、鋤操業に翳りがみえてくる。

御届申上鑪之事

仁多郡川内村大吉鑪壱ヶ所私共兩人江無運上二而吹方御免被仰付置候處、炭小鉄不手合二付無抛当五月より七月迄三ヶ月相休申上度奉願候間、此段宜敷被仰達可被下候、以上

嘉永二年

櫻井傳一郎

酉閏四月

田部長右衛門

下郡健四郎殿

組頭嘉一兵衛殿

右申出之通相違無御座候二付取次差上申候、以上

酉

組頭嘉一兵衛

閏四月

下郡健四郎

小川太祖右衛門様

(「御用留 大吉鋤」(櫻井家文書))

とあるように、嘉永 2 (1849) 年には「炭・小鉄不手合」となり、5 月から 7 月まで 3 ヶ月間休業した旨を藩に願い出ている。表 2 によると、嘉永 2 年を皮切りに安政 5 (1858) 年までに 7 回にわたり 1~3 ヶ月間休業を余儀無くされている。

表 2 大吉鋤操業休止状況

年	休業時期(月)	休業期間(ヶ月)	休業理由
嘉永 2	5~7	3	炭・砂鉄不手合
嘉永 4	7	1	炭・砂鉄不手合
嘉永 5	6~7	2	炭・砂鉄不手合
嘉永 6	5	1	炭・砂鉄不手合
嘉永 7	6~7	2	炭・砂鉄不手合
嘉永 7	閏 7	1	
安政 5	7	1	炭・砂鉄不手合

出典：「御用留 大吉鋤」(天保 11 (1840) 年~安政 5

(1858) 年、櫻井家文書)

このような炭・砂鉄操業中止の背景には何があるのだろうか。前掲の天保 5 (1834) 年

の「仁多郡上阿井村福原鋸、川内村大吉鉄山江打替被仰付度旨両阿井川筋村々より願出候二付御内々御歎申上演説書」⁽⁸⁾によると「鉄穴御鋸・宇根鋸・野土鋸之分者何連茂壺里位相隔り居、…(中略)…吹方罷在炭・粉鉄等別而心配仕央、大吉江鋸打替被仰付候時者、是又右三ヶ所より壺里半、或者弍里辻相隔居候所柄二而、第一源兵衛吹方罷在候宇根鋸並野土鋸、鉄穴御鋸杯甚差障難渋可相成与歎ヶ敷奉存候」とあるように、大吉鋸は鉄穴御鋸・宇根鋸・野土鋸と一里半から二里半しか離れていない極めて近距離の鋸で、大吉鋸が操業すると、近くの三つの鋸での炭・砂鉄の調達に差障りが出るのである。この史料は、天保6(1835)年の福原鋸から大吉鋸へ打替の際、鉄師達の反対にあい打替ができず鋸操業を中絶した時のものであるが、嘉永期から安政期についての炭・砂鉄の不足は、天保期と同様の背景に基因するのではと考えてもそう不思議ではないだろう。

表3 安政2(1855)年仁多・飯石・神門・大原4郡鋸1ヶ年の操業

鋸名	操業代数(代)	吹鉄(駄)	構成比率(%)	鋼(駄)	構成比率(%)	銑(駄)	構成比率(%)	雑鉄(駄)	構成比率(%)	代銀(貫・匁)
菅谷鋸	55	2585	100	415	16.1	1645	63.6	525	20.3	150.45500
郷城鋸	45	1800	100	155	8.6	1115	62.0	530	29.4	92.90000
杉戸鋸	40	1640	100	64	3.9	1150	70.1	426	26.0	78.81000
八重滝鋸	55	2475	100	0	0.0	1925	77.8	550	22.2	115.50000
大吉鋸	55	2200	100	600	27.3	900	40.9	700	31.8	133.00000
宇根鋸	62.275	2595.11	100	467.0625	18.0	1027.5375	39.6	1100.51	42.4	146.57271
鉄穴御鋸	64.31	2761.88	100	625.09	22.6	1206.46	43.7	930.33	33.7	156.02128
原鋸	65.7	2881.5718	100	733.4128	25.5	1138.6192	39.5	1009.5398	35.0	162.01790
野土鋸	61.57	2812.52	100	592.92	21.1	1218.47	43.3	1001.13	35.6	163.38687
鹿谷鋸	38.5	1617	100	365.75	22.6	712.25	44.1	539	33.3	92.57325
越堂鋸	126	5796	100	0	0.0	5418	93.5	378	6.5	350.64036
奥原鋸										
井谷鋸	55.22	2227.3	100	334.3	15.0	933.7	41.9	959.3	43.1	135.52428

出典：「仁多・飯石・神門・大原四郡鋸・鍛冶屋壺ヶ年中出来物並代銀積目録」(安政2年、櫻井家文書(『たたら文庫 9』所収))及び(「弘化四年御用留」(田部家文書(『旧島根県史編纂資料近世筆写編112』所収))

安政2(1855)年「仁多・飯石・神門・大原四郡鋸・鍛冶屋壺ヶ年中出来物並代銀積目録」⁽⁹⁾によると、四郡における鋸の年間操業状況は表3のようになる。表3によると、大吉鋸の操業状況は、吹数55代、吹鉄量2200駄であった。吹鉄量中、鋼600駄(27%)、銑900駄(41%)、700駄(32%)となり、代銀は133貫匁であった。他の鋸の操業状況と比較すると、菅谷鋸・宇根鋸・鉄穴御鋸・原鋸・野土鋸などのように吹鉄量が2500~2900駄もあるような大規模鋸ほどの吹鉄量はないが、郷城鋸・杉戸鋸・鹿谷鋸のように吹鉄量が2000駄を下回るほど小規模でもなく、井谷鋸のような吹鉄量2000駄を少し上回るような中規模経営の鋸であることがわかる。また、産出鉄の内訳をみると、銑を中心に産出しているが、鋼も比較的大量に産出していた。代銀も他の鋸と比較して中程度であった。

第2節 大吉鋸山内人口の様相

本節では、大吉鋤に従事する人々の構成、その特徴について論ずる。大吉鋤山内人口を示す手懸かりとして、「御用留 大吉鋤」⁽¹⁰⁾がある。そこには、「宗門證状之事」として以下のような記載がある。

宗門證状之事
 一文五郎
 ワタ
 大吉
 カベ
 歳貳拾三

右之者、下鴨倉村宗門御改帳附之由、然所当時手前鉄山川内村大吉鑪二召遣ひ罷在候處、紛無之候、仍證状如件

(天保一三)

寅

八月

可部屋源兵衛

田部長右衛門

下鴨倉村

庄屋祐右衛門殿

(「御用留 大吉鋤」(櫻井家文書))

この史料は、天保 13 (1842) 年 8 月、文五郎という者が「下鴨倉村宗門改帳附」でありながら川内村大吉鋤に従事していることを可部屋源兵衛・田部長右衛門が下鴨倉村庄屋祐右衛門に証明しているものである。文五郎の墨字の上に図 1 のような田部家を示す「ワタ」、櫻井家を示す「カベ」、大吉鋤を示す「大吉」のはいった印が押されており、大吉鋤相吹の二人の経営者が証明していることがわかる。一般に鉄山経営に従事している山内の居住者は各村々の「宗門改帳」とは別に「鉄方宗門改帳」が作成され、鉄師が把握することとなり、櫻井家の山内についても「宗旨証拠帳」が所蔵されている⁽¹¹⁾。しかし本史料によると文五郎は下鴨倉村の「宗門改帳」に記載されておりながら大吉鋤での事業に従事していると考えられるのである。

表 4 「大吉鋤宗旨證状」発給年月及認定男女数

年	月	男性 (人)	女性 (人)	男女認識 不明(人)	合計 (人)
天保12	1	1	1	0	2
天保12	12	7	1	0	8
天保13	1	8	3	0	11
天保13	2	3	2	0	5
天保13	4	1	0	0	1
天保13	7	7	2	3	12
天保13	8	24	11	0	35
天保14	1	3	2	0	5
天保15	1	1	2	0	3
弘化2	1	3	1	0	4
嘉永7	1	1	0	0	1
合計(人)		59	25	3	87

出典：表 2 に同じ

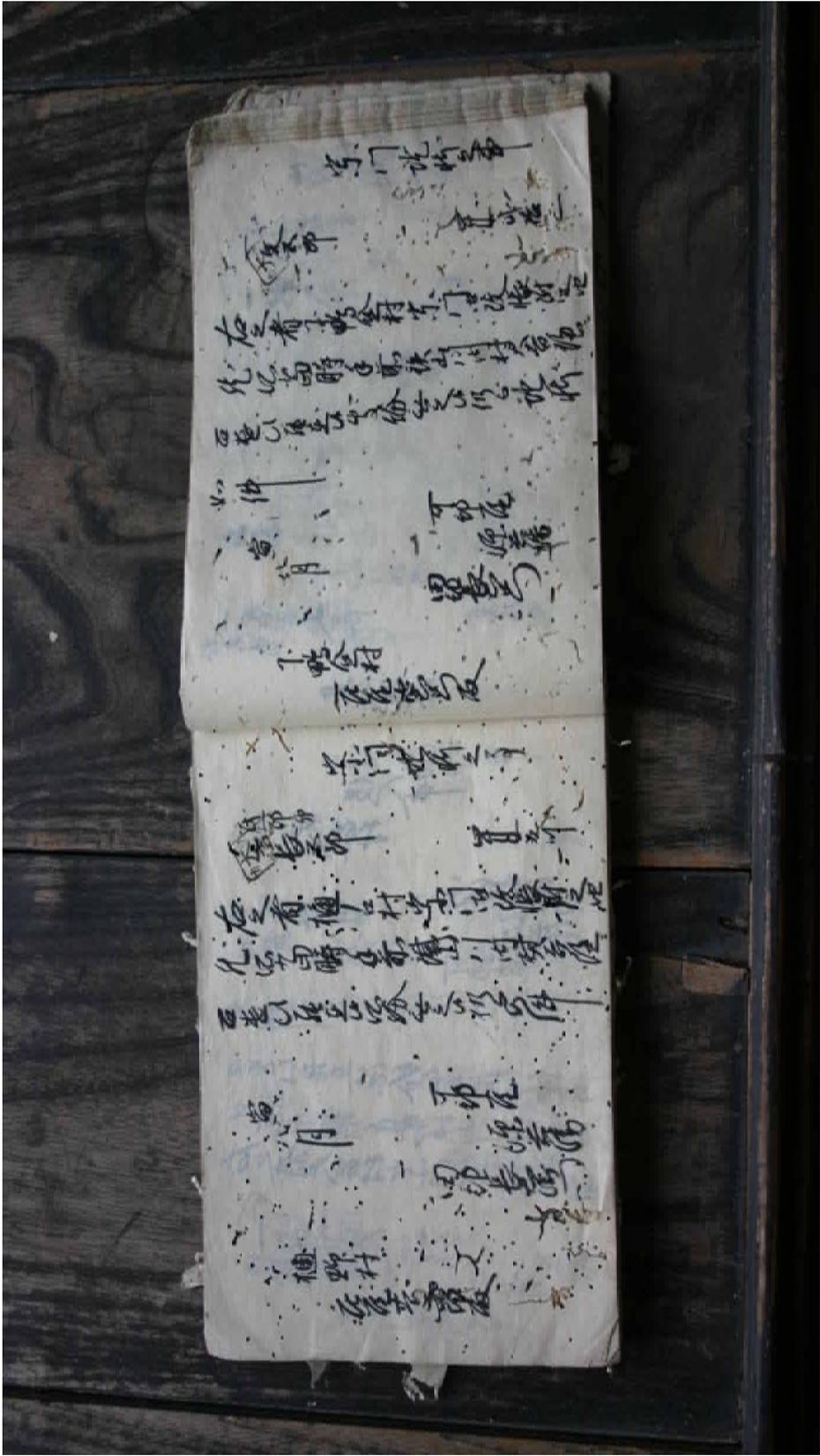


图1 大吉鉦宗門證狀（「御用留 大吉鉦」（櫻井家文書））

このような史料は「御用留 大吉鋤」に天保 12 (1840) 年～嘉永 7 (1854) 年まで断続的にあり、表 4 のように特に大吉鋤が操業を開始して間もない天保 12～13 年までの「証状」による他郡他村宗門付での大吉鋤従事者の認定が多いことがわかる。その後は史料上ほとんどみえなくなる。大吉鋤への人々の移動が落ち着いていったのではなかろうか。

表 5、図 2 によると、他郡他村の宗門改帳付での大吉鋤従事者について、宗門改帳付の村々に焦点をあてて抽出してみると表 5、図 2 のようになる。表 5、図 2 によると、仁多郡内での記載がほとんどで、特に河内村・堅田村・下阿井村などの大吉鋤から比較的近い村の宗門改帳付の人々が大吉鋤で従事していることがわかる。また、湯村・亀嵩町・大呂村・原口村・小馬木村・大馬木村などの大吉鋤から少し離れた村々の宗門改帳付の人々も大吉鋤へ従事している。遠い村々では飯石郡給下村・能義郡西比田村の宗門改帳付の者もいることがわかる⁽¹²⁾。

表 5 大吉鋤山内他郡他村宗門付人口構成

郡	村	男性 (人)	女性 (人)	男女認識 不明(人)	合計 (人)
仁多郡	馬馳村	1	0	0	1
仁多郡	梅木原村	1	0	0	1
仁多郡	大馬木村	3	0	0	3
仁多郡	大呂村	2	4	0	6
仁多郡	堅田村	6	2	0	8
仁多郡	上阿井村	1	0	0	1
仁多郡	上三所村	2	0	0	2
仁多郡	亀嵩町	3	3	0	6
仁多郡	川内村	8	5	0	13
仁多郡	北原村	1	0	0	1
仁多郡	鞍掛村	2	1	0	3
仁多郡	小馬木村	0	4	0	4
仁多郡	下阿井村	8	2	0	10
仁多郡	下鴨倉村	1	1	0	2
仁多郡	高尾村	2	0	0	2
仁多郡	角木村	2	0	0	2
仁多郡	原口村	1	0	3	4
仁多郡	樋ノ口村	1	0	0	1
仁多郡	平田村	1	0	0	1
仁多郡	三沢町	1	0	0	1
仁多郡	八代村	3	0	0	3
仁多郡	湯村	4	1	0	5
仁多郡	横田町	1	0	0	1
飯石郡	給下村	1	0	0	1
能義郡 (広瀬藩領)	西比田村	3	1	0	4
大原郡カ	牛尾	0	1	0	1
合計(人)		59	25	3	87

出典：表 2 に同じ

このような人々の男女年齢構成はいかがであろうか。表 6 によると 81 人中男性 59 人、女性 25 人とあり、男性が圧倒的に多い。年齢の記載がある者を抽出した表 6 によると年齢的には 11～30 の男性が 12 人と男性 22 人中半分以上を占めている。女性は 21～30 歳

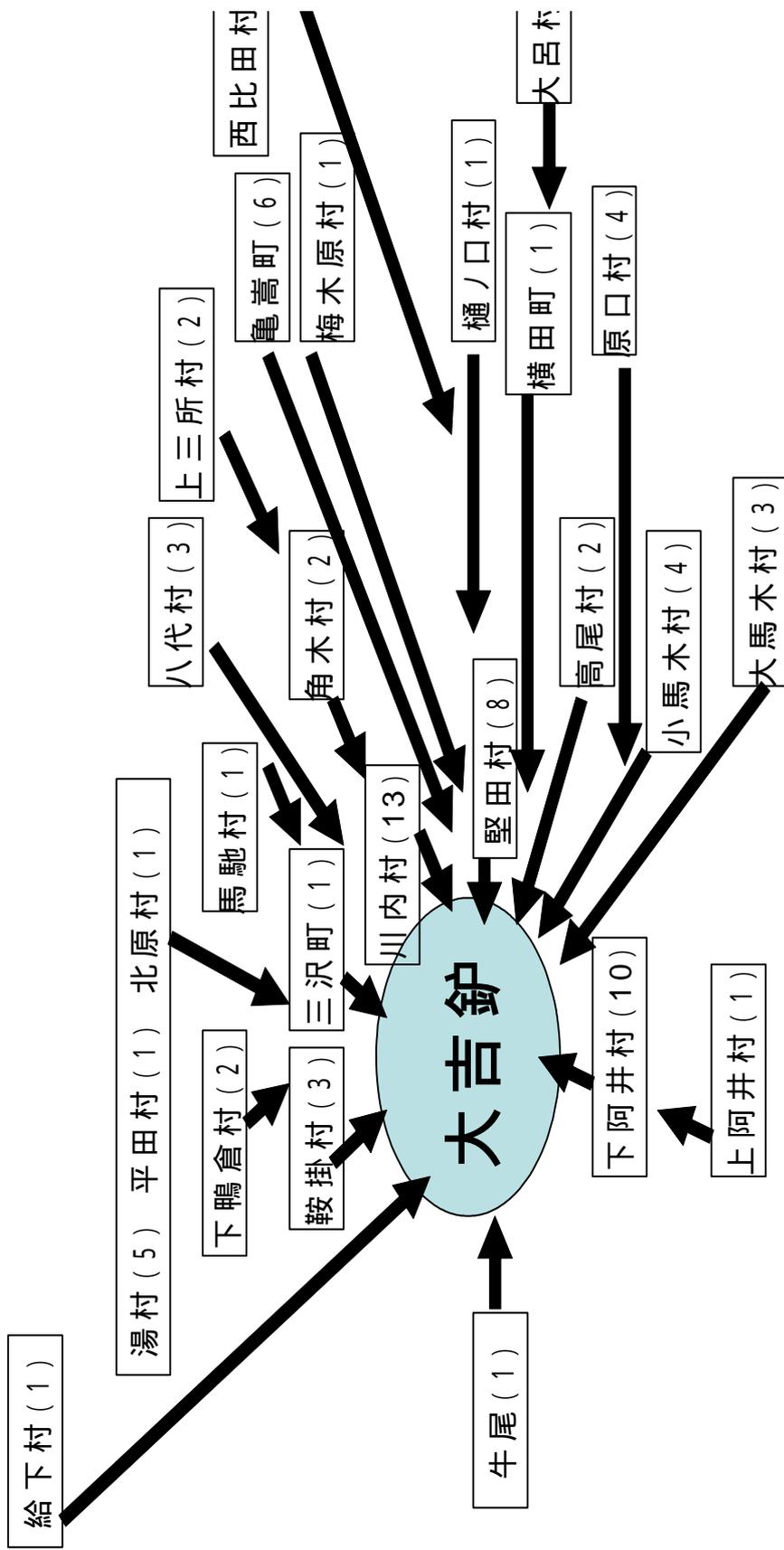


図2 大吉鉦山内他郡他村宗門付人口の流れ(「御用留 大吉鉦」(櫻井家文書)より作成)、()内の数字は人数

の年齢層が最も多かった。表7によると、50世帯中単数世帯での大吉鉦従事者は28軒と多く、家族がいる場合でも二人家族が14軒と家族内構成人数は最少である場合が多い。単数世帯での男女別構成をみると、表8のように男性が25人と圧倒的に多く、平均年齢は25.08歳、女性は3人で平均年齢30歳となった。単数世帯での平均年齢は27.54歳であった。また、表9では他郡他村宗門付で大吉鉦に従事している複数世帯の家族形態を示したものであるが、この表によると夫妻、夫妻・子の他に、夫・子、妻・子などの形態もみられた。

表6 大吉鉦山内他郡他村宗門付年齢別構成

年齢(歳)	男性(人)	女性(人)	合計(人)
0~10	3	0	3
11~20	6	0	6
21~30	6	4	10
31~40	2	1	3
41~50	3	2	5
50~	2	2	4
合計(人)	22	9	31

出典：表2に同じ

表8 大吉鉦山内他郡他村宗門付単数世帯男女別構成

性別	人数(人)	平均年齢(歳)
男性	25	25.08
女性	3	30.00
合計人数(人)及び平均年齢(歳)	28	27.54

出典：表2に同じ

このようにみていくと、男性が多く、特に労働力として最も期待できる年齢層が大吉鉦へ集まってきているといえる。

これまで、「御用留 大吉鉦」に記載の「宗門証状」の分析を進めてきたが、前述したようにこのような他郡他村宗門改帳付の人々と鉄方宗門改帳による鉄師宗門改帳付の人々との山内人口の構成はどうであろうか。大吉鉦の史料では見出すことができなかったが、安政五年に大吉鉦から打替を行った上阿井村八代谷鉦について手懸かりとなる史料が櫻井家に所蔵されていた。

「家元人別書出」である⁽¹³⁾。この史料には、八代谷鉦における「鉄師宗門付」の人々と「他郡他村宗門付」の人々が記載されている。その様相を表10及び図3に示した。表10では八代谷鉦山内109人中、田部鉄方宗門付の者が15人(13.8%)と櫻井鉄方宗門付の者が6人(5.5%)であった。これは、

八代谷鉦が大吉鉦からの打替であり、経営形態が田部・櫻井との相吹(仲間吹)であった

表7 大吉鉦山内他郡他村世帯別構成

世帯内訳(人)	世帯数(軒)
1	28
2	14
3	2
4	4
5	2
合計(軒)	50

出典：表2に同じ

表9 大吉鉦山内他郡他村宗門付複数家族形態別構成

家族形態(続柄)	世帯数(軒)
夫妻	4
夫妻・子	2
夫・子	3
妻・子	4
兄妹	1
男性のみ (続き柄不明)	2
不明	6
合計(軒)	22

出典：表2に同じ

ことに起因すると考えられる。

表10 八代谷鉦山内宗門別人口構成

宗門		男性 (人)	構成比 (%)	女性 (人)	構成比 (%)	合計 (人)	構成比 (%)
鉄師	田部	8	12.9	7	14.9	15	13.8
	櫻井	4	6.5	2	4.3	6	5.5
他郡他村	仁多郡下阿井村	9	14.5	9	19.1	18	16.5
	仁多郡三成町	4	6.5	4	8.5	8	7.3
	仁多郡湯村	4	6.5	1	2.1	5	4.6
	仁多郡角木村	6	9.7	3	6.4	9	8.3
	仁多郡亀膏村	2	3.2	2	4.3	4	3.7
	仁多郡鞍掛村	4	6.5	4	8.5	8	7.3
	仁多郡大吉村	1	1.6	2	4.3	3	2.8
	仁多郡鴨倉村	2	3.2	1	2.1	3	2.8
	仁多郡堅田村	8	12.9	3	6.4	11	10.1
	仁多郡稲田村	1	1.6	2	4.3	3	2.8
	仁多郡大馬木村	4	6.5	1	2.1	5	4.6
	大原郡西阿用村	1	1.6	3	6.4	4	3.7
	能義郡西比田村 (広瀬藩領)	3	4.8	2	4.3	5	4.6
	奥飯石郡	1	1.6	1	2.1	2	1.8
	合計(人)	50	80.6	38	80.9	88	80.7
	合計(人)	62	100	47	100	109	100

出典：「家元人別書出」（櫻井家文書）

また、田部・櫻井宗門付の者以外の88人は他郡他村宗門付で80.7%であった。彼らの宗門改帳記載先の村々は仁多郡内が多く、近隣の下阿井村、堅田村、三成町、角木村、鞍懸村の宗門改帳付が多い。なかには能義郡広瀬領西比田村や大原郡西阿用村の宗門付の人々もいた⁽¹⁴⁾。このように、八代谷鉦に従事する人々は、田部・櫻井宗門付の者以外に他郡他村宗門付の者が多数いたことがわかる。このような山内の様相は、田部・櫻井の相吹など条件が似通っている大吉鉦についてもいえるのではないかと推測される。おそらく田部・櫻井両鉄師の宗門付の人々が大吉鉦山内で就業するとともに他郡他村宗門付の人々が多数大吉鉦へ流入し、就業していたと考えられる。他郡他村宗門付の者の流入状況は大吉鉦、八代谷鉦のどちらも近隣の村々から男性の流入が多く、この点からも八代谷鉦の山内の状況と大吉鉦のそれとは類似していると推測される。

このように、大吉鉦に従事する人々には、鉄師宗門付の人々が存在するが山内構成員の一部であり、他郡他村宗門付の人々が大吉鉦操業に従事しているのである。これは尾高邦雄氏⁽¹⁵⁾らが従来から指摘している山内の閉鎖性を示すこととはならず、近世後期においては逆に山内と村との交流を示すと考えられる。

おわりに

以上、考察した点を以下にまとめておく。

- (一) 大吉鉦は増鉦として大吉鉦(天明8(1788)年~寛政12(1794)年) 福原鉦(寛政12(1800)年~天保5(1834)年) 中絶(天保6(1836)年~天保10(1839)年) 大吉鉦(天保10年~安政5(1858)年) 八代谷鉦(安政5年~)へと変遷していっ

た。

(二) 大吉鈔の経営者は原田村清右衛門(鈔株拝借 跡吹 主法 取り上げ)(天明 8 年 ~ 享和 2 (1802) 年) 田部長右衛門(享和 2 年 ~ 文政 3 (1820) 年) 田部長右衛門・可部屋源兵衛相吹(文政 4 (1821) 年 ~ 天保 4 (1833) 年) 田部長右衛門(天保 5 (1834) 年)と変遷し、その後仁多郡鉄師の反対により中絶(天保 6 (1835) 年 ~ 同 10 年)した。天保 10 (1839) 年、郡内細民稼場稀難渋のため、無運上鈔として田部長右衛門・可部屋源兵衛の相吹(天保 10 年 ~ 安政 5 (1858) 年)で中規模鈔として操業した。しかし、嘉永期から鈔の密集地帯に基因する炭・砂鉄不手合による休業が相次いでいった。

(三) 天保 11 (1840) 年、鈔普請が始まり、操業が本格的に開始されて数年間の内に「宗門証状」が発給され、それによると、大吉鈔山内においては、多数の他郡他村の宗門改帳付の人々が流入している。大吉鈔に流入した人々は、近距離(川内村、堅田村、下阿井村など)からの流入が多いが、中には郡を越えた遠距離(給下村、西比田村)からの流入もあった。流入人口は男性が多く、11 ~ 30 歳が最も多い。「宗門証状」では男性一人での記載が多い。男性の平均年齢は約 25 歳で、労働力としての流入であろう。「宗門証状」における複数家族構成では、夫妻や夫妻・子の他に夫・子、妻・子などの形態もみられる。

(四) 田部・櫻井相吹として大吉鈔と類似している八代谷鈔の山内人口構成によると、田部・櫻井鉄方宗門付の人々の他に多数の他郡他村宗門付の人々がいる。大吉鈔山内も同様の人口構成と推測される。よって、このような山内の様相は近世後期には山内の閉鎖性というよりもむしろ他村との交流を示すと考えられる。

大吉鈔の操業にあわせ、鈔に従事する人々の居住地である山内が形成されるが、鈔での生産力をあげていく場合、鉄師達は鈔操業へ従事する労働力を鉄師宗門付の労働者以外にも求めている⁽¹⁶⁾。この要請に対し、近隣の村々在住の人々も格好の稼場として鈔への就業を望むことは必然であろう。双方の利害の一致により労働に耐えうる年齢層が大吉鈔山内に流入していく現象がおきていくと考えられる。鈔の設置は地域住民の生活に大きな影響を与え、難渋脱却の一手段としての稼場としての役割を担っているのである。

註

- (1) 仁多・飯石・神門・大原 4 郡で文政 6 (1823) 年には鈔 11 ケ所、鍛冶屋 11.5 軒、安政 2 (1855) 年には鈔 13 ケ所、鍛冶屋 14 軒となっている(拙稿「近世後期松江藩における鉄師の基礎的考察」、島根史学会会報第 43 号、2006 年、30 ~ 50 頁)。
- (2) 仲野義文「近世期松江藩における鈔の経営と鈔株について 1 つの鈔場をめぐって」、『鉄師絲原家の研究と文書目録 絲原家文書悉皆調査報告書』、島根県横田町教育委員会、2005 年、68 ~ 74 頁。
- (3) 相良英輔「出雲・石見を歩く 四中国山地を越えて 1 鉄の道 山内と村の交流」、道重哲男・相良英輔編『街道の日本史 3 8 出雲と石見銀山街道』、吉川弘文館、2005 年、34 ~ 35 頁。
- (4) 石塚尊俊「鑪師の社会」、『鑪と鍛冶』、岩崎美術社、1972 年、148 ~ 176 頁。
- (5) 高尾昭浩「山内集落の形成と山内労働者」、註(2) 報告書、96 ~ 106 頁。
- (6) 本史料中には鈔の変遷について安政 5 (1858) 年まで記載されているため、同(6) (1859) 年以降のものと判断した。

- (7) 絲原家文書。本史料は、仲野義文氏が註(2) 報告書 166 ~ 168 頁で翻刻している。参照されたい。
- (8) 絲原家文書。
- (9) 櫻井家文書(『たたら文庫』九所収)。本史料は「弘化四年 御用留」(田部家文書)にも記載がある。
- (10) 櫻井家文書。この御用留は、大吉鋤に関して天保 11 (1840) 年 ~ 安政 5 (1858) 年分の記載がある。
- (11) 註(3) 著書、34 ~ 35 頁。
- (12) 図 4 に大吉鋤と村々の位置関係を示した地図を掲載している。参照されたい。
- (13) 櫻井家文書。本史料は相良英輔氏が櫻井家において発見されたものである。本史料により櫻井家の山内の様相が明らかになると思われる。本史料は相良氏の分析によると明治 4 (1871) 年のものであることが判明している。
- (14) 図 4 に八代谷鋤と村々の位置関係を示した地図を掲載している。参照されたい。
- (15) 尾高邦雄「職業と生活共同体 出雲鉄山調査の記録から一」、『職業の倫理』、中央公論社、1970 年、165 ~ 219 頁。
- (16) 鋤操業に他郡他村宗門付の人々が携わっていく過程の背景には、鉄山経営の拡大に伴い鉄師宗門付の人々のみでは経営がなりたたなくなっている状況があるのではと考えている。
- [付記]本稿の作成にあたり、相良英輔先生に史料の提供を頂いた。また、仲野義文氏には本稿の着想に至る史料を紹介して下さった。記して感謝申し上げます。

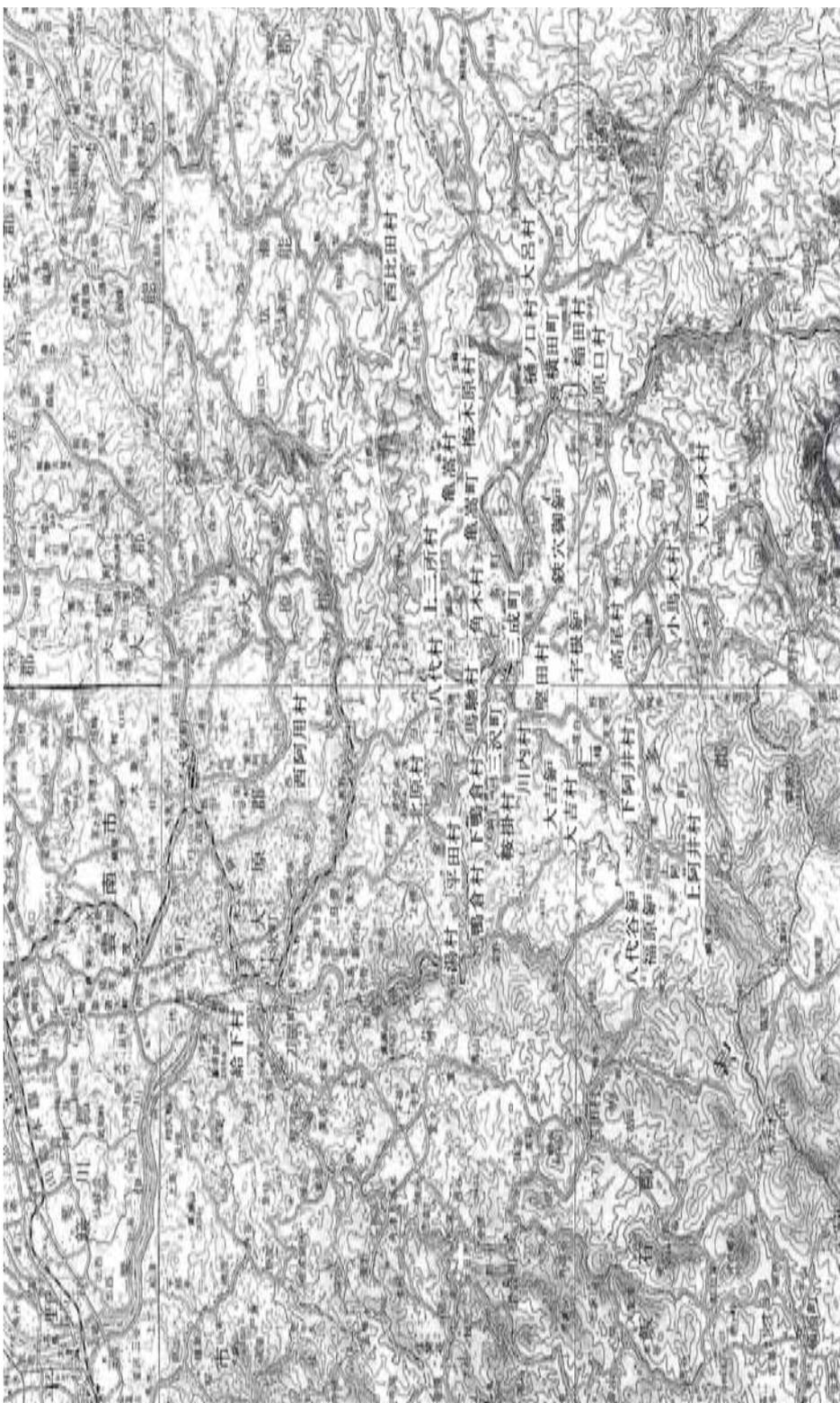


图4 大吉鉦・八代谷鉦関係諸村の位置（国土地理院1/200000「大社」（2005年「松江」（2002年）、浜田（2003年）、「高梁」（1999年）より作成）